

保護者様

足立区教育委員会

教育長 大山 日出夫

「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」の使用開始について

日頃より足立区教育委員会並びに教育・保育行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類となり、学校保健安全法施行規則の一部が改正されました。これを受けまして、新型コロナウイルス感染症感染後の登校・登園・登室再開にあたっては、「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」を学校・保育施設等に提出することといたします。

つきましては、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染症に感染した場合の登校・登園・登室届＞

1 令和5年5月31日（水）まで

保護者記入の「登校・登園・登室届」の空欄に「新型コロナウイルス感染症」と記入し、学校・保育施設等へ提出していただくようお願いいたします。



登校・登園・登室届（保護者が記入）

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師から登校・登園・登室許可と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

○目	病名	登校・登園・登室のめやす
1	手足口病	症状が改善し全身体態が良好
2	皮膚感染症	皮膚病が治癒し、全身体態が良好
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身体態が良好
4	感染症性腸炎	医師の判断がでるまで
5	ヘルパンギーナ	全身体態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身体態が良好
7	伝染性単核細胞症	症状が改善し全身体態が良好
8	新型コロナウイルス感染症	症状が改善し全身体態が良好

（提出先） 学校・園・学童室

年 組 児童・生徒 氏名

受診した病名

通院した期間 月 日～ 月 日 登校・登園・登室許可と判断された日 月 日

5月31日まで

日 保護者名 平成27年4月1日改訂

2 令和5年6月1日（木）以降

「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」に必要事項を記載し、学校・保育施設等へ提出していただくようお願いいたします。

※ 太枠内は医療機関による記入をお願いしております。医療機関による記入ができない場合は、すべて保護者が記入しても構いません。

※ 新様式は5月下旬から足立区ホームページよりダウンロードいただけます。

（こちらから該当ページにアクセスできます→）



※ インフルエンザの場合もこの「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」を使用してください。ただし、入院を伴う等症状が重い場合は、医療機関が記入した「登校・登園・登室許可証」の提出をお願いします。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届

（提出先） 学校・園・学童室

年 組 児童・生徒 氏名

※ 足立区医師会会員の医療機関へお願い
インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断した際は、医療機関にて太枠部分の記入（文書料無料の扱い）にご協力をお願いいたします。

※ 医療機関へ様式の持参をしていなかった場合や足立区医師会会員ではない医療機関を受診した場合は、太枠部分についても保護者が記入してください。

診断名（該当するものに○）	インフルエンザ（A型・B型・不明）	新型コロナウイルス感染症
診断した医療機関名 （医療機関で記入の場合、ゴム印等の押印可）		
受診した日	年 月 日（ ）	
発症した日 ※インフルエンザの場合は発症した日 ※コロナ無症状の場合は検査した日	年 月 日（ ）	
発症からの日数	0日目（発症日）	1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目 7日目 8日目
月日	／	／
その日の最高体温		
発熱した日 （複数記入可）		

※ 裏面の参考「出席停止期間の基準」を確認し、基準を満たしていれば下記にチェックを入れてください。

【インフルエンザ】
☐ 発症後5日を経過しました。
☐ 解熱した後2日（乳幼児は3日）を経過しました。

【新型コロナウイルス感染症】
☐ 発症後（無症状の場合は検査日から）5日を経過しました。
☐ 症状が軽快して1日を経過しました。

上記2つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態ですので、 年 月 日

6月1日以降

保護者氏名（直筆）

足立区教育委員会 足立区医師会と協働（令和5年6月より適用開始）